

## 「共謀罪法案」に反対する緊急声明

政府（安倍内閣）は、犯罪を「相談」「計画」の段階から処罰対象とする共謀罪法案（「組織的犯罪処罰法改正案」）を3月21日に閣議決定して衆議院に提出し、今国会での成立をめざしている。想念ではなく実際に行なわれた犯罪を罰するのが近代刑法の原則であり、「テロ等の未然防止」を口実とした共謀罪（「テロ等準備罪」）の創設はこの原則からの全面的逸脱であって違憲立法そのものである。

政府は国際組織犯罪防止条約締結の必要性を本法案提出の論拠とするが、同条約はマフィア等による「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」に行われる犯罪の取り締まりを目的としたものであり、テロ対策とは本来無関係である。政府の主張はこの点でも無理がある。また同条約と関連づけることにより、あたかも職業的犯罪組織のみが監視・処罰の対象であるかのような世論操作が行なわれているが、実際には本法案が処罰対象とするのは「4年以上の懲役もしくは禁錮相当の罪」のうちの277もの犯罪のどれかを「二人以上」で計画した者とされる。一般の「団体」でも捜査機関が犯罪を目的とする「団体」に一変したと認めれば本法案のいう「組織的犯罪集団」として扱われることは、政府答弁によって既に明らかである。したがって、共謀罪の捜査・立件に際しては、一般市民の行動のみならず思想・信条・内面を日常的に監視することが前提とされることとなる。

この法のもとでは、もはやいかなる思想・信条・言論の自由も無傷ではいられない。萎縮と同調と忖度がかびこる社会では、本来あるべき市民社会による権力の監視も、そのための市民と人文・社会科学研究者の協働も停止される可能性がある。歴史研究者が、たとえばイラク戦争や「安全保障関連法」についての政府見解とは整合しない分析を抑制したり、或いは多少とも「政治性」のある市民集会や研究会への参加をためらったり、常に両論併記のような発言しかしなくなれば、どうなるだろうか。市井の人々は、国家が現に進みつつある方向を客観的に知る手段を奪われ、残されるのは政府発表だけとなってしまわないだろうか。

戦前の治安維持法下の抑圧とそれが我が国の学問・思想の発展をいかに損なったかを記憶する私たち日本の歴史研究・歴史教育者は、共謀罪がまさしく治安維持法の再来に他ならず、その成立は戦争実行のための最後の準備の一つとなる恐れがあることを深く憂慮する。われわれは、共謀罪法案の閣議決定・上程に強く反対するものである。

2017年4月11日

日本歴史学協会

会長 木村 茂光



同 学問思想の自由・建国記念の日問題特別委員会

委員長 服藤 早苗

